

○金融庁告示第三十六号

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年十二月金融庁告示第七十号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年四月一日

金融庁長官 三國谷勝範

前文中「平成二十二年六月三十日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。